小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第２５号

福岡県久留米市大善寺町宮本1386番地神苑住宅５号

再生債務者　鬼嶽　　章

1　決議に付する変更再生計画案　平成23年７月21日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年８月18日まで

平成23年７月28日

福岡地方裁判所久留米支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第７号

福島市高野河原下16番地の11　ノバハイツ信夫ヶ丘205号

再生債務者　渡邉　恭志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月29日

福島地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１８５号

神戸市灘区友田町４丁目４―19　303号室

再生債務者　大前　徳尚

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年７月29日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２０７号

東京都東久留米市本町１丁目４番29号チュリス東久留米401

再生債務者　土谷　直美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年８月１日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再イ）第７号

東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目33番地14ライオンズマンション国分寺けやき公園403

再生債務者　山口　伸介

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年８月１日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第７号

鳥取県東伯郡北栄町東園462番地

再生債務者　田熊　壽一

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月28日　鳥取地方裁判所倉吉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号

秋田市保戸野鉄砲町７―８　ハイツポストサイド101号室

再生債務者　藤原　幸子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月19日まで

平成23年７月29日

秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２９号

大阪府吹田市長野東15番15―507号

再生債務者　魚谷　知子（旧姓手島）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年７月29日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号

新潟県見附市葛巻１丁目２番93号

再生債務者　宮島　朋明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

岐阜県可児市緑２丁目58番地１

再生債務者　小山　　裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（再ロ）第２号

愛知県西尾市米津町久手２番地18

再生債務者　松崎　政彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再ロ）第７号

横浜市南区永田南１丁目４番１号

再生債務者　船岡　直毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第８号

横浜市南区永田南１丁目４番１号

再生債務者　船岡　　薫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月１日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。

第一項決定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をいたします。

甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七九九条第一項に基づき株主総会の全部を承認決議に付しております。

発行している甲の新株式の所有を決定しております。

また、甲は乙の発行済株式の全部を取得いたします。

この合併により増加する資本金の額、資本準備金の額及び資産の額

甲　金額　一億円

乙　金額　一億円

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出てください。

この期間内に異議を述べなかった債権者は、この合併について承認したものとみなします。

異議の申出をした債権者に対しては、甲は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託します。

甲の最終貸借対照表及び乙の最終貸借対照表の開示に関する事項

甲　平成二十三年六月二十二日

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

（甲）株式会社ノジマ

代表取締役　野島　廣司

乙　平成二十三年六月二十二日

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

（乙）ソロン株式会社

代表取締役　野島　廣司

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年九月二十一日です。

合併により、甲は会社法第七九九条第一項、乙は同法第七八九条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をいたします。

甲は乙の発行済株式の全部を取得いたします。

この合併により増加する資本金の額、資本準備金の額及び資産の額

甲　金額　一億円

乙　金額　一億円

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出てください。

この期間内に異議を述べなかった債権者は、この合併について承認したものとみなします。

異議の申出をした債権者に対しては、甲は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託します。

甲の最終貸借対照表及び乙の最終貸借対照表の開示に関する事項

甲　平成二十三年五月二十五日

名古屋市東区葵三丁目一五番三二号

（甲）株式会社ヤマナカ

代表取締役　中野　義久

乙　平成二十三年五月二十五日

名古屋市東区葵三丁目一五番三二号

（乙）株式会社健康デリカ

代表取締役　山口　光廣